

「自治会活動応援補助金」活用のご案内

～「地域の絆」を深める活動を応援します～

私たちが安心して心豊かに暮らしていくため、日頃から環境美化、交通安全、防災、防犯に対する取組や伝統文化継承といった地域活動は欠かせないものであると考えています。

しかしながら、時代の流れとともに地域社会は変化し、人間関係が希薄化している昨今、それらの活動を主に担い、地域の皆さんに最も身近な「自治会」の加入率が低下し、地域のつながりが弱まっているといわれています。

丸亀市では、『自治会活動応援補助金』を設け、「地域の絆」を深める活動に取り組む自治会および自治会設立に取り組む方を応援しています。

1 補助対象者

- (1) 自治会
- (2) 自治会が存在しない地域において自治会設立に取り組む個人

2 補助対象事業

(注) 新たに取り組む、主体的な活動であることが必要です。

以下に取組事例を紹介します。

事業	取組事例	費用例
(1) 自治会加入促進	<ul style="list-style-type: none">・分譲住宅などにおける自治会加入（設立）に向けた意見交換・転入者に対する地元説明会の開催・未加入世帯への訪問活動	会場使用料（コミュニティセンターほか） 食糧費（お茶、お茶菓子ほか） 印刷経費（資料） 郵便料金（案内文書ほか）



《裏面に続きます》

事業	取組事例	費用例
(2) 自治会運営の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の負担軽減のための規則改正 ・近隣自治会との合併に向けた意見交換 	会場使用料（コミュニティセンター ほか） 食糧費（お茶、お茶菓子 ほか） 印刷経費（資料） 郵便料金（案内文書 ほか）
(3) 自治会の絆づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・親睦行事の開催 （餅つき、そうめん流し、親子ヨガ体操など） ・高齢者の生活支援 （庭木剪定、買い物代行 など） ・子どもの見守り活動 	会場使用料（自治会集会場 ほか） 食糧費（お茶、食材費） 印刷経費（資料） 郵便料金（案内文書 ほか） 燃料費（プロパンガス、ガソリン ほか）
その他地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の清掃活動 ・他団体との交流行事 	会場使用料（自治会集会場 ほか） 消耗品費（軍手、ほうき、タル ほか） 食糧費（お茶、食材費 ほか）



3 補助金額

1年度につき3万円以内

4 申請手続

事業内容・収支予算を記入した交付申請書などの書類を提出して申請してください。

5 提出先（お気軽にご相談ください。）

丸亀市協働推進部地域づくり課

TEL：0877-24-8853 FAX：0877-24-8863

E-Mail：chiiki-k@city.marugame.kagawa.jp

ただし、以下に掲げるものは補助対象外となりますのでご注意ください。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治的活動に関する事業
- (3) 宗教的活動に関する事業
- (4) 各地域で開催される祭りなどの行事に含まれる事業